

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバー等の提示が必要となります

転居

出張所(オンライン) 市役所庁舎担当窓口とオンライン対面窓口システムにより相談を行っています。

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください		手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカード、住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	マイナンバーカード、住民基本台帳カードの住所変更	・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード ・カードの暗証番号 ※代理人が手続きする場合はご相談ください		1 階 市民課市民係	
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	カードが出来上がりましたら、新住所あてにお知らせします ※新住所を追記します 新住所のみ記載したカードをご希望の場合は再申請が必要です	※再申請を希望する場合は受付窓口でご相談ください			
	印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更します				

※各種保険証・受給者証・認定証等は、後日郵送で送付いたします

保険	国民健康保険に加入している方	新しい国民健康保険証の交付（後日郵送）	旧住所の国民健康保険証		1 階 健康推進課 国保医療係	
	→70 歳から 74 歳までの方	新しい被保険者証兼高齢受給者証の交付（後日郵送）	旧住所の被保険者証兼高齢受給者証			
	→各種認定証をお持ちの方	認定証の住所変更	・旧住所の限度額適用認定証 ・旧住所の限度額適用・標準負担額減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証など			
	75 歳以上の方 または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい後期高齢者医療保険証の交付（後日郵送）	旧住所の後期高齢者医療保険証			
	→各種認定証をお持ちの方	新しい認定証の交付（後日郵送）	・旧住所の限度額適用・標準負担額減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証など			

介護 障がい	介護保険証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方（65 歳以上または要介護認定を受けている方）	※手続きは必要ありません（後日、転居先の住所を記載した保険証を郵送します）			1 階 高齢福祉課	
	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など		1 階 福祉課	
	自立支援医療受給者証をお持ちの方	自立支援医療受給者証の住所変更	自立支援医療受給者証			
	特別障害者手当、障害児福祉手当を受給している方	住所変更				
	福祉医療費受給資格をお持ちの方	福祉医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	福祉医療費受給者証（交付されている方） ※同意書や印鑑が必要な場合があります		1 階 健康推進課 国保医療係	

こども	小学生・中学生のお子さんがいて、通学区域が変わる方	転校手続き	前の学校で発行された ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 ※上記の書類と学校指定書を学校へ提出		4 階 教育総務課	
	児童手当を受給している方（0 歳～高校生世代）	※手続きは必要ありません	※公務員世帯の方は、勤務先へ申請してください		1 階 こども未来課	
	児童手当を受給していて、児童と異なる住所に住む方	別居監護の申立 ※同月中に同居になる場合は不要				
	福祉医療費受給者証をお持ちの方（0 歳～18 歳）	福祉医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	福祉医療費受給者証 ※同意書や印鑑が必要な場合があります		1 階 健康推進課 国保医療係	
	保育園に入園しているお子さんがいる方	住所変更			1 階 保育課	
	ひとり親家庭等に該当している方 ※世帯構成に変更がある方は、別に手続きが必要になる場合があります	児童扶養手当の住所変更 福祉医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	児童扶養手当証書 福祉医療費受給者証 ※同意書や印鑑が必要な場合があります		1 階 こども未来課 1 階 健康推進課 国保医療係	
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更			1 階 こども未来課	

料金	市営水道（八幡・桑原・稲荷山の一部）及び下水道を使用する方、または使用をやめる方	使用開始申込み及び休止届	※受付窓口でご相談ください		3 階上下水道料金お客様センター 026-272-7556	
	更埴地域で県営水道を使用する方、またはやめる方	※県営水道料金窓口（（株）ジーシーシー自治体サービス）へご相談ください			川中島事務所 0120-971-105	
	戸倉上山田地域で県営水道を使用する方、またはやめる方				上田事務所 0120-971-124	

その他	市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続き 市営住宅の同居手続き	※入居者が増減する場合、必ず届出が必要です 受付窓口でご相談ください		3 階 建築課 空き家対策係	
	犬を飼っている方	犬の住所変更			2 階 環境課	



千曲市役所

〒387-8511
長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地

お問い合わせ 026-273-1111（代表）

開庁時間 あさ **8時30分** ～ 夕方 **5時15分**
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

千曲市ホームページ <https://www.city.chikuma.lg.jp/>

手続きチェックシート 転居

令和6年10月版

忘れずにお持ちください

千曲市役所庁舎フロア配置



インターネットサービス「くらしの手続きナビ」でも、順番に表示される質問に回答することで、必要な手続きと、手続きを行う場所、手続きに必要な持ち物を、市役所にお越しいただく前に一覧で知ることができます。

千曲市内で引っ越しをされる方へ

転居届

住み始めた日から14日以内に届出してください

提出先 市役所庁舎1階市民課 又は 上山田戸倉出張所

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」
- ・お持ちの方は「住民基本台帳カード」
- ・外国籍の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」

関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります

内側へ

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>



運転免許証

マイナンバーカード

そのほか ・パスポート ・障害者手帳 など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証 ・年金手帳
- ・介護保険証 ・基礎年金番号通知書
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは、

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。